

食品リサイクル法の概要

関東農政局

平成 2 7 年 6 月

農林水産省

●食品リサイクル法の概要

(平成12年法律第116号〔平成19年12月改正法施行後の内容〕)

○趣 旨

食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において発生している食品廃棄物について、①発生抑制と減量化により最終処分量の減少を図るとともに、②資源として飼料や肥料等に再生利用又は熱回収するため、食品関連事業者による再生利用等の取組を促進する。

○主務大臣による基本方針の策定

- 再生利用等の促進の基本的方向
- 再生利用等を実施すべき量に関する目標 等

【我が国全体での業種別の再生利用等実施率目標】

食品製造業（85%）食品卸売業（70%）食品小売業（45%）外食産業（40%）

平成27年7月中を目途に公表予定の基本方針では、平成31年度までに食品製造業(95%)、食品卸売業(70%)、食品小売業(55%)、外食産業(50%)に向上させることを目標とする予定。

○関係者の役割

食品関連事業者（製造、流通、外食等）

発生抑制、減量、再生利用等

消費者等

発生抑制、再生利用製品の使用

国・地方公共団体

再生利用の促進、施策実施

○再生利用等の促進

- 主務大臣による判断基準の提示（省令）
 - ・再生利用等を行うに当たっての基準
 - ・個々の事業者毎の取組目標の設定
 - ・発生抑制の目標設定 等
- 主務大臣あてに食品廃棄物等発生量等の定期報告義務（発生量が年間100トン以上の者）
- 事業者の再生利用等の円滑化
 - ・「登録再生利用事業者制度」によるリサイクル業者の育成・確保
 - ・「再生利用事業計画認定制度」による優良事例（食品リサイクル・ループ）の形成

○指導、勧告等の措置

- 全ての食品関連事業者に対する指導、助言

・ 前年度の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の者に対する勧告・公表・命令・罰金（取組が著しく不十分な場合）



環境負荷の低減及び資源の有効利用の促進

「食品廃棄物等」の定義

【法第2条第2項】

- ① 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの
- ② 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの



- 廃棄物処理法上の「廃棄物」に限定されない（例）有償取引される物品
- 液状のものも対象（液状物を除外していない）（例）廃食用油
- もとの食品の形状が泥状で廃棄物となったものは対象になるが、排水処理工程で生じる汚泥は対象外。

「食品関連事業者」の定義

【法第2条第4項】

- ① 食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者
食品製造業、食品卸売業、小売業
- ② 飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者
レストラン等飲食店業、沿海旅客海運業、内陸水運業、結婚式場業、旅館業

「再生利用」の定義

【法第2条第5項】

- ① 自ら又は他人に委託して食品循環資源を肥料、飼料、その他政令で定める製品（炭化して製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品（BDF含む。）、エタノール、メタン）の原材料として利用すること。
- ② 食品循環資源を肥料、飼料その他政令で定める製品の原材料として利用するために譲渡すること。
「基本方針」及び「判断基準省令」において、「飼料化」が、再生利用の中で最優先に位置付けられている。

※ 7月中を目途に公表予定の新たな基本方針では、再生利用手法の優先順位を飼料化、肥料化、メタン化等とし、飼料化又は肥料化以外の再生利用の順を位置付ける予定。

「熱回収」の定義

【法第2条第6項】

- ① 自ら又は他人に委託して食品循環資源を熱を得ることに利用すること
(食品循環資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものに限る。)
- ② 食品循環資源を熱を得ることに利用するために譲渡すること

○ 「熱回収省令の基準」としては、

- ① 当該食品循環資源の再生利用が可能な施設が近隣(半径75km圏内)に存在しないこと

75km圏内に存在する場合も、施設側の容量の問題や食品循環資源の種類や性状の点から受入不可の場合は熱回収が可。

- ② メタン化と同等以上に高い効率で発電等のエネルギーが回収、利用できることを規定。

得られる熱又は電気の量が、1トン当たり160MJ以上(廃食用油等の場合は熱として28,000MJ以上)。

「減量」の定義

【法第2条第7項】

脱水、乾燥、その他省令で定める方法(発酵、炭化)により食品廃棄物等の量を減少させること

➡ 減量は、食品関連事業者が自ら水分等を減少させ、食品廃棄物等の量を減少させる行為が該当し、単にその容積のみを減じる減容行為は該当しない。

●再生利用等の優先順位及び実施率の計算

発生抑制する、再生利用する、熱回収する、減量するが再生利用等に取り組むときの優先順位。
発生抑制 → 再生利用 → 熱回収 → 減量

再生利用等実施率の算出式

$$\text{再生利用等実施率} = \frac{\text{発生抑制量} + \text{再生利用量} + \text{熱回収量} \times 0.95 (\text{※}) + \text{減量子量}}{\text{発生抑制量} + \text{発生量}}$$

(※) 食品廃棄物残さ（灰分）を除いたものに相当する率

基準実施率(個別企業の目標値)の算出式

$$\text{基準実施率} = \text{前年度の基準実施率} + \text{前年度基準実施率に応じた増加ポイント}$$

(注1) 20%未満は20%として基準実施率を計算

(注2) 平成19年度の基準実施率は平成19年度の実績

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2%
50%以上80%未満	1%
80%以上	維持向上

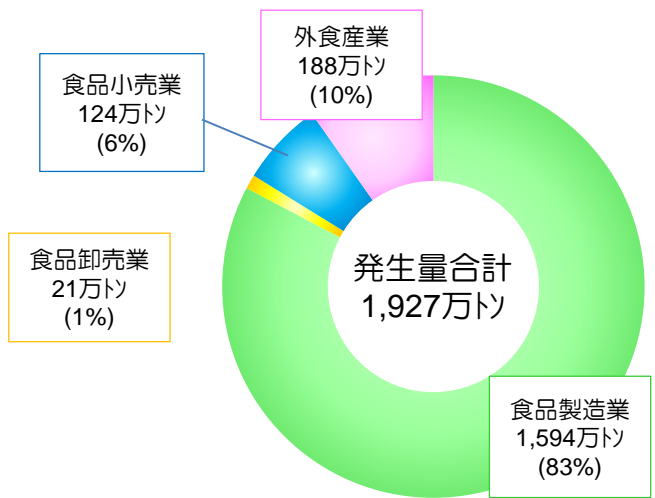
基準実施率の例

	H19(基準年)	H20(1年後)	H21(2年後)	H22(3年後)	H23(4年後)	H24(5年後)
A事業者	79.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
B事業者	58.0%	59.0%	60.0%	61.0%	62.0%	63.0%
C事業者	45.0%	47.0%	49.0%	51.0%	52.0%	53.0%
D事業者	12.0%	22.0%	24.0%	26.0%	28.0%	30.0%

食品産業における食品リサイクルの現状

- 食品廃棄物等の発生量は、平成25年度で1,927万トンとなっており、このうち食品製造業が約8割を占めている。
- 食品循環資源の再生利用等実施率は、食品流通の川下に至るほど分別が難しくなることから、食品製造業の再生利用等実施率は高いものの、食品卸売業、食品小売業、外食産業の順に低下している。
- また、再生利用の内訳を見ると、飼料、肥料の割合が高く（特に食品製造業においては、飼料の割合が高い）、登録再生利用事業者も肥飼料化で83%となっている。

食品廃棄物等の発生量（平成25年度）



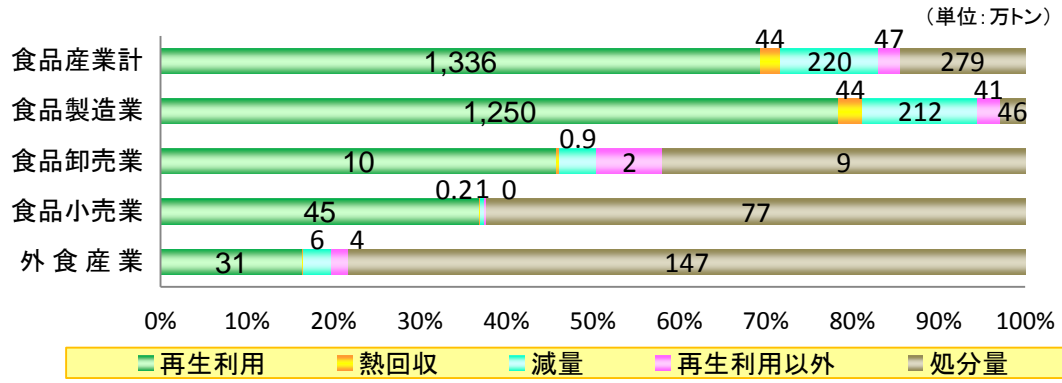
食品循環資源の再生利用等実施率（平成25年度）

業種	年間発生量 (万)	業種別実施率目標 (%)	再生利用等実施率 (%)							
			発生抑制	再生利用	(用途別仕向先)			熱回収	減量	
					飼料	肥料	その他			
食品製造業	1,594	85	95	12	69	75	17	7	2.2	12
食品卸売業	21	70	58	14	39	26	48	25	0.4	4
食品小売業	124	45	45	13	32	43	34	23	0.1	0
外食産業	188	40	25	6	15	35	37	29	0.0	3
食品産業計	1,927	-	85	11	61	73	19	8	1.8	10

(注)実施量は四捨五入の関係で合計が合致しないことがある。

(参考)食品リサイクル制度における取組の優先順位
①発生抑制 ②再生利用(飼料化を優先) ③熱回収 ④減量

食品廃棄物等の再生利用等実施率（平成25年度）



登録再生利用事業者(176社)による再生利用事業種別内訳 (平成27年3月末現在)

再生利用事業	件数
肥料化事業	114
飼料化事業	57
油脂・油脂製品化事業	25
メタン化事業	9

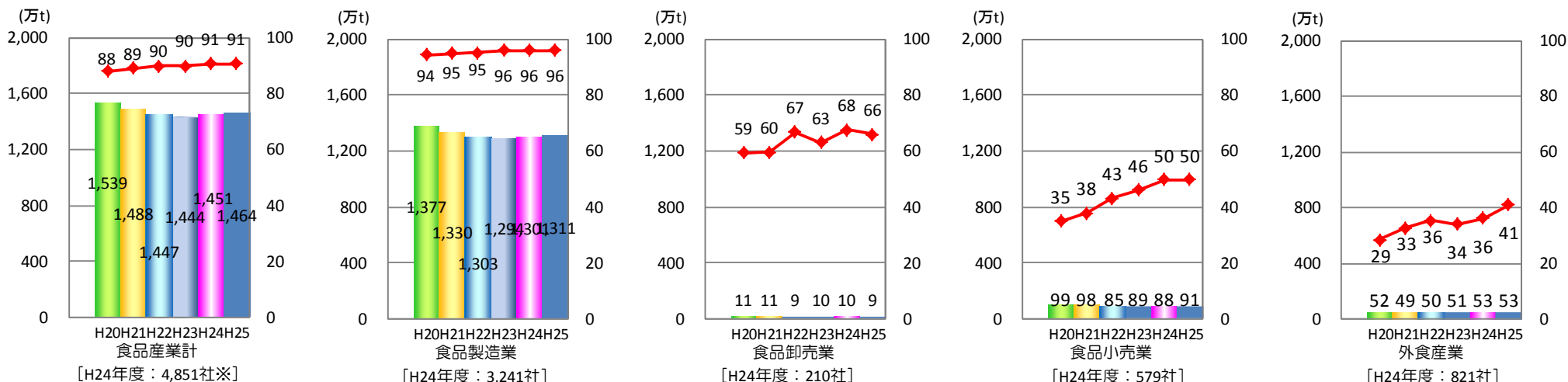
(注)「再生利用以外」とは、食品リサイクル法で定める再生利用手法以外のもので、セメント、きのご菌床、暗渠疎水材、かき養殖用資材等である。
資料：「食品廃棄物等の発生量が年間100トン以上の食品関連事業者からの定期報告結果」及び「食品循環資源の再生利用等実態調査」による農林水産省統計部の推計結果より計算

(注)一事業者が複数の再生利用事業を実施しているケースがあるため、種別の件数の計と事業者数とは合致しない。

定期報告の結果からみた食品リサイクルの現状

- 食品リサイクル法に基づく定期報告の結果（発生量100t以上）における食品廃棄物等の発生量は、平成20年度以降年々減少傾向であったが、平成25年度は1,464万トンであった。
- また、再生利用等実施率は、平成20年度が88%、平成21年度が89%、平成22, 23年度が90%、平成24, 25年度が91%と年々上昇傾向にある。
- 定期報告の結果からみれば、業種別の再生利用等実施率は、食品製造業96%、食品卸売業66%、食品小売業50%、外食産業41%となっており、再生利用等実施率目標をクリアしている業種が多い。

食品廃棄物の発生量及び再生利用等実施率の推移（平成20年度～平成25年度）



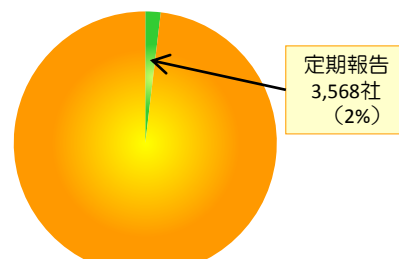
※：業種別は延べ企業数

定期報告事業者（100トン以上）の再生利用等の状況

業種	年間発生量 (万t)	業種別実施率目標 (%)	再生利用等実施率 (%)							
			発生抑制	再生利用	(用途別仕向先)			熱回収	減量	
					飼料	肥料	その他			
食品製造業	1,311	85	96	12	69	78	15	7	3	13
食品卸売業	9	70	66	20	41	24	49	27	0	5
食品小売業	91	45	50	16	34	44	32	25	0	0
外食産業	53	40	41	14	24	39	29	32	0	2
食品産業計	1,464	-	91	12	65	76	16	8	2	12

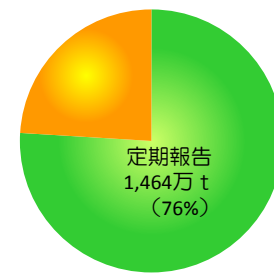
参考：食品産業全体に占める定期報告対象企業及び発生量の割合

▼ 定期報告提出企業の状況



[H25年度 食品産業全体：約190,000社]

▼ 食品廃棄物等の発生量の状況



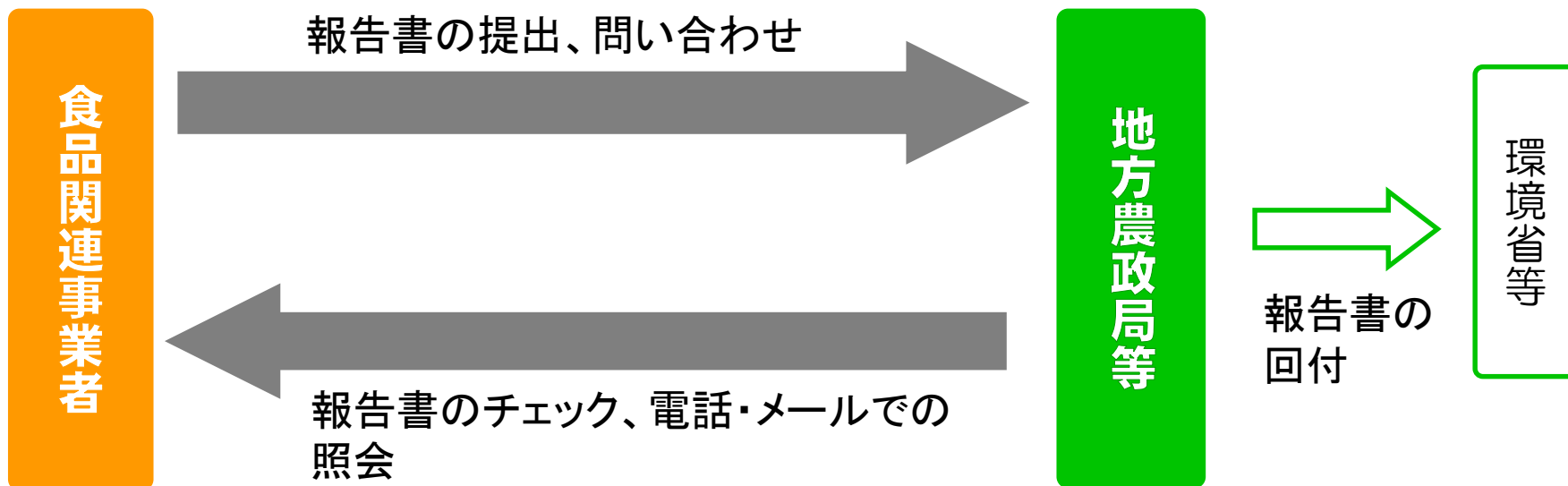
[H25年度 食品産業全体の発生量：1,927万t]

定期報告の提出

(1) 食品関連事業者等の定期報告提出

- 食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者は、毎年度、**報告期限の6月末日**までに定期報告を提出。
- 農林水産大臣あて1部、環境大臣あて1部（その他事業所管大臣分）を作成し、本社等の所在地を管轄する地方農政局等にまとめて提出。（CD - R等の記録媒体とともに）

■ 提出先



食品の製造、
加工、卸売、小売、
飲食店業等

● 定期報告の提出

(2) 定期報告の記入に関する注意点

- 定期報告様式を農林水産省ホームページよりダウンロードし、記載例をご参照ください。
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_houkoku/index.html
- 業種区分は75業種に細分化されていますので、複数の事業を営む場合は、業種毎に分けて報告願います。
- 「発生抑制の目標値」が設定されている業種については、食品廃棄物等の発生量が目標値以下となるように努力する必要があります。
- 売上高は「百万円」単位で記入願います。
- 業種別密接な関係をもつ値は、業種毎に統一的な値を選択してください。

よくあるQ&A

Q. 食品製造を委託している場合、食品廃棄物等の発生量は、委託業者、受託業者のどちらの発生量となるのか。

A. 製造を受託した事業者の発生量となります。

Q. 売上高の記載は、法人全体または部門別のどちらの金額とするのか。

A. 部門別の売上高を記載してください。

【重要】業種区分、記載内容について不明な点があれば、地方農政局等にお問い合わせください。

定期報告書様式の一部改正案

- 国と地方公共団体が連携して地域ごとの食品廃棄物等の再生利用を促進するため、食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量を都道府県ごとに記入する様式を追加する予定。
- 一方、過去の定期報告データにより把握が可能な事項等については、削除する予定。
- 改正された様式は平成27年度実績報告（28年6月末提出期限）から実施予定。

改正案

(1) 様式に追加する項目

- 都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量

業種	都道府県名	発生量(t)	再生利用の実施量(t)						
			合計	肥料	飼料	炭化の過程を経て製造される燃料・還元剤	油脂・油脂製品	エタノール	メタン
	小計								

食品廃棄物等が発生した都道府県ごとに集計し記載ください。

(2) 様式から削除する項目

- 対前年度比の一部(表1、2、4、5、6~10)
- 定性的な項目の一部
 - 表2「当該値を用いた理由」、「前年度から当該値を変更した理由」
 - 表4「発生抑制の具体的な取組内容」
 - 表5「再生利用の実施量の把握方法」
 - 表6「熱回収の実施量の把握方法」
 - 表8「再生利用等以外の実施量の把握方法」
 - 表9「廃棄物としての処分の実施量の把握方法」
- 食品廃棄物等の減量の方法ごとの実施量の内訳(表7)
- 平成19年度以降の食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の変化状況(表11)
- 特定肥飼料等の製造量(委託先又は譲渡先の業者の氏名、住所、再生利用の実施量、特定肥飼料等の種類は除く)(表12)

(3) 様式を変更する項目

- 表4の「発生抑制の具体的な取組内容」と表15を統合して「食品循環資源の再生利用等の促進のための先進的な取組」を記載するように変更(表15)

○ スケジュール

平成27年5月に改正省令案のパブリックコメント

平成27年7月中を目途に改正省令の公布・施行を予定

食品廃棄物等の発生抑制目標値

- 食品関連事業者にとって、食品廃棄物等の発生抑制は、取り組むべき最優先事項であることから食品リサイクル法に基づく努力目標として「発生抑制の目標値」を設定。
- 平成26年4月から26業種を対象に本格展開。
- 平成27年8月以降に5業種を追加して設定予定。

■ 発生抑制の目標値【目標値の期間 5年(平成26年4月1日～平成31年3月31日)】

業種	基準発生原単位	業種	基準発生原単位	業種	基準発生原単位
肉加工品製造業	113kg/百万円	そう菜製造業	403kg/百万円	その他の飲食店	108kg/百万円
牛乳・乳製品製造業	108kg/百万円	すし・弁当・調理パン製造業	224kg/百万円	持ち帰り・配達飲食サービス業 (給食事業を除く。)	184kg/百万円
水産缶詰・瓶詰製造業	480kg/百万円	食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものに限る。)	14.8kg/百万円	結婚式場業	0.826kg/人
野菜漬物製造業	668kg/百万円	各種食料品小売業	65.6kg/百万円	旅館業	0.777kg/人
味そ製造業	191kg/百万円	菓子・パン小売業	106kg/百万円		
しょうゆ製造業	895kg/百万円	コンビニエンスストア	44.1kg/百万円		
ソース製造業	59.8kg/t	食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。)	175kg/百万円		
パン製造業	194kg/百万円	食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除く。)	152kg/百万円		
麺類製造業	270kg/百万円	居酒屋等	152kg/百万円		
豆腐・油揚げ製造業	2,560kg/百万円	喫茶店	108kg/百万円		
冷凍調理食品製造業	363kg/百万円	ファーストフード店	108kg/百万円		

■新たに設定される発生抑制の目標値 (平成27年8月以降の予定)

業種	基準発生原単位
その他の畜産食料品製造業	501kg/t
食酢製造業	252kg/百万円
菓子製造業	249kg/百万円
清涼飲料製造業(コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。)	429kg/t
給食事業	332kg/百万円